平成２９年（フ）第１４１４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田748番地２　フロレスタ201号
破産者　大村　和英
1　破産債権の届出期間　平成29年12月１日まで
2　一般調査期日　平成30年１月９日午前10時30分
平成29年11月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０号
北海道留萌市沖見町６丁目36番地の69
破産者　山本　康弘
1　破産債権の届出期間　平成29年12月４日まで
2　一般調査期日　平成30年１月10日午後２時45分
平成29年11月２日　　旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲358番地
破産者　久留島**賴**光
1　破産債権の届出期間　平成29年12月６日まで
2　一般調査期日　平成30年２月２日午前11時
平成29年11月６日　松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第１４６号
石川県白山市村井町788番地
破産者　エムワークスこと　畑　　実樹
1　破産債権の届出期間　平成29年12月７日まで
2　一般調査期日　平成30年２月23日午後１時30分
平成29年11月６日　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０５９号
大阪府茨木市北春日丘３丁目２番８号
破産者　沼田　紀行
1　破産債権の届出期間　平成29年12月８日まで
2　一般調査期日　平成30年１月18日午後２時30分
平成29年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９３号
大阪市西区南堀江４丁目11番４―115号
破産者　ウィズオール株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月８日午後２時
平成29年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３９４号
大阪府豊中市東豊中町６丁目９番17―905号、前住所大阪府豊中市新千里北町３丁目１番11―209号
破産者　和田　宏一
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月８日午後２時
平成29年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１５号
京都市伏見区下鳥羽前田町１番地の７
破産者　西村　悦夫
1　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
2　一般調査期日　平成30年２月７日午前10時30分
平成29年11月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０９１号
東京都中央区日本橋３丁目３番11号第一中央ビル５階
清算株式会社　株式会社ＳＫＭＳ
代表清算人　神部　健一
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０９２号
東京都千代田区麹町３丁目４番地
清算株式会社　宮崎商店株式会社
代表清算人　高松　輝賢
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０９６号
東京都千代田区東神田１丁目14番16号
清算株式会社　株式会社ＰＧパートナーズ
代表清算人　倉田　　洋
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第６号
富山県南砺市苗島4785番地
清算株式会社　ＤＩ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（ヒ）第１００１号
島根県安来市今津町646番地
清算株式会社　株式会社ダイヤキコウ
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区南船場３丁目２番22号ＭＡＫＯＨビル１階
清算株式会社　アール企画株式会社
代表清算人　鈴見　純孝
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義条項
1　協定債権者
別紙１対象債権状況一覧「債権者名」欄記載の債権者。
2　協定債権
協定債権者の清算株式会社に対する、特別清算手続開始決定日の前日までの原因に基づいて発生した債権。
3　手続当初債権額
平成29年１月末日における協定債権者（但し、別紙１対象債権状況一覧における金融債権者に限る。）の清算株式会社に対する貸付債権の元本額。但し、大阪信用保証協会については、保証対象貸口（別紙１対象債権状況一覧、北陸銀行：番号３－１～３）の平成29年１月末日時点の元本額を手続当初債権額とし、北陸銀行については、同時点における同行の貸付債権元本額から保証対象貸口の元本額を控除したものを手続当初債権額とする。
4　協定債権弁済基準額
手続当初債権額から、担保物件の処分による元本充当額（今後行われる未処分担保物件の処分による弁済充当額の全てを含む）を控除した協定債権の貸付元本額（別紙１対象債権状況一覧「協定債権弁済基準額」欄記載のとおり）。
5　第１回暫定弁済額
協定債権者（大阪信用保証協会を除く）に対して平成29年６月に実施された暫定弁済の金額（別紙１対象債権状況一覧「第１回暫定弁済額」欄記載のとおり）。
6　第２回弁済原資額
特別清算手続開始時点の資産の換価代金から精算が必要な費用（手続費用、必要経費、専門家報酬等）を控除した残額。
7　担保物件
別紙２担保物件一覧表記載の担保物件
8　未処分担保物件
平成29年８月末日時点において未処分の担保物件（別紙２担保物件一覧表、物件番号１－１～５、３－１～２）
第２　権利の変更について
1　清算株式会社は、本協定に基づき、別紙１記載の協定債権者（但し、金融債権者に限る。）に対し、第１回暫定弁済額総額と第２回弁済原資額の合計額を協定債権弁済基準額で按分した金額から、第１回暫定弁済額を控除した金額を弁済する。なお、按分計算した場合に１円未満の端数が生じた場合は切り上げる。
2　前項の弁済は、本協定の認可の決定が確定し、かつ、全ての協定債権弁済基準額が確定した日が属する月の翌々月の末日（同日が休日の場合はその前日）までに行うものとする。
3　弁済は清算人代理の事務所において行う。但し、協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
4　各協定債権者は、第１項の規定による弁済（以下「本協定弁済」という。）を受領したとき（以下「本協定弁済受領時」という。）は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（元本並びに利息、遅延損害金の全て）から本協定弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
5　各協定債権者は、本協定弁済受領時に、特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金についてその全額を免除する。